

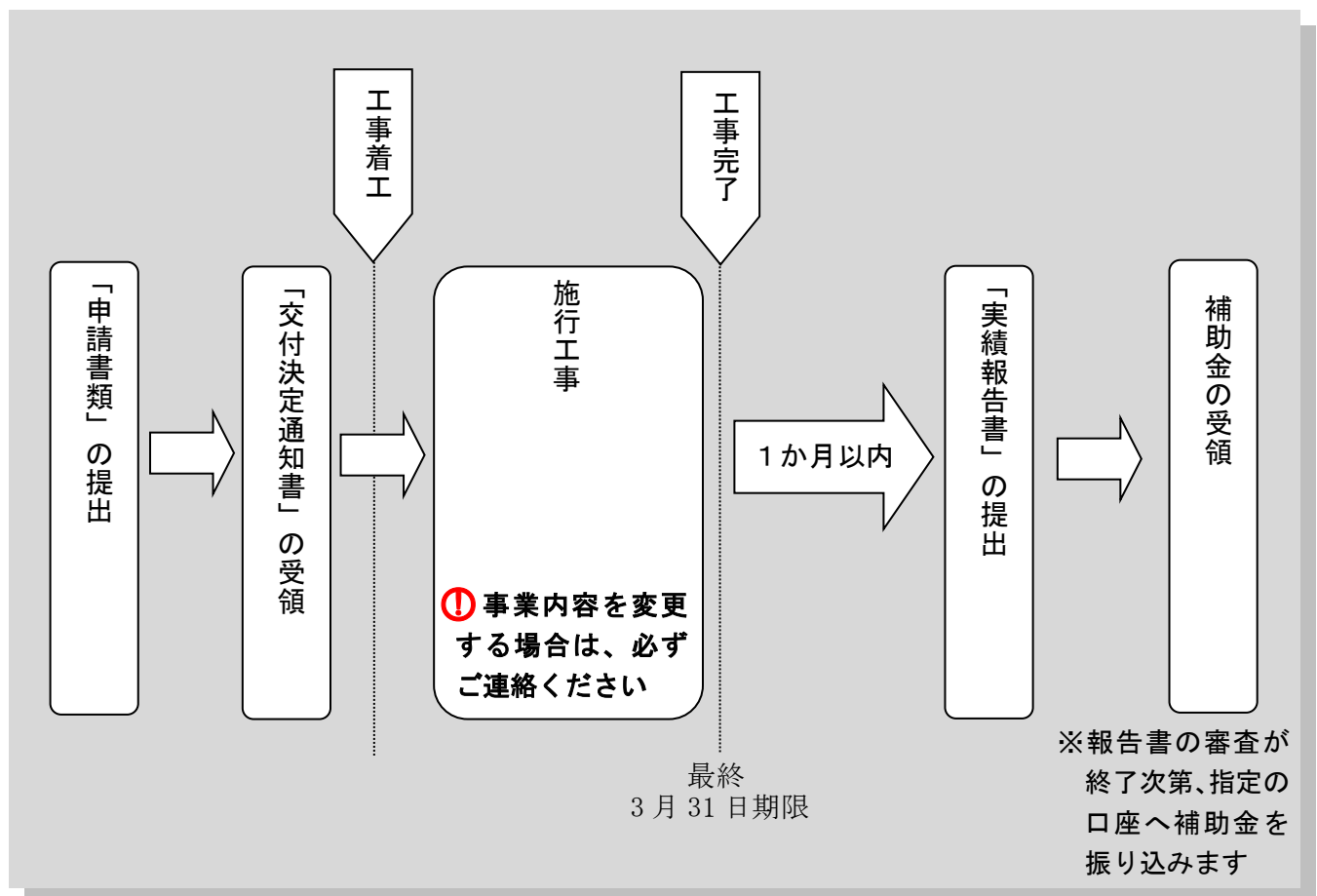
令和7年度糸魚川市
住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金のご案内

再生可能エネルギーの普及と脱炭素社会の実現を推進するため、住宅用の太陽光発電設備、太陽熱利用温水器または、定置型蓄電池を設置する方に、設備費の一部を支援します。

補助事業の概要			
項目	内容		
対象設備及び補助金額	対象設備	設備内容	助成額
	太陽光発電設備 ※発電出力 10kw 未満が対象	太陽光を利用して発電する設備	40,000 円/kw (1,000 円未満切捨) 上限 200,000 円
	太陽熱利用温水器	太陽熱を利用して温水をつくり、給湯、暖房等に用いる温水器	設置費用の 1/4 (1,000 円未満切捨) 上限 100,000 円
	定置型蓄電池 ※再エネ発電設備を有する住宅に限る。 ※環境省が実施する戸建て住宅における ZEH 化支援事業の補助対象機器であるもの。	使わずに余った電気を充電しておき、必要ときに自宅の電気機器等に電気を供給する設備	10,000 円/kwh (1,000 円未満切捨) 上限 100,000 円
	※上限額まで増設も可能です。 ※太陽光発電の増設の場合は、既設分も含めて 5kw 以下が対象となります。		
補助要件	次の要件をすべて満たす場合に、申請を行うことができます。 ① 市内に住所を有する方または有する予定の方で、ご自分が住む（予定も含む）住宅に設置する（されている建売住宅を購入）こと ② 市税の未納がないこと ③ 市内に事業所や営業所を有する法人（個人）が設置を請け負うこと ④ 補助金交付決定後から工事を開始し、同年度の 3 月 31 日までに設置を完了すること ※既に工事を開始している場合、建売住宅の引渡しが進んでいる場合は対象となりません。		

申請・実績報告に必要な書類	次の書類を提出ください。															
	<table><tr><th>交付申請</th><th>実績報告</th></tr><tr><td>① 補助金等交付申請書</td><td>① 実績報告書</td></tr><tr><td>② 事業計画書・収支予算書</td><td>② 収支決算書</td></tr><tr><td>③ 設置箇所図（立面図、導入予定場所の現況写真など）</td><td>③ 設置した設備の概要</td></tr><tr><td>④ 設備の概要がわかるもの（カタログの写しなど）</td><td>④ 設備工事費の証拠書類（設備設置の証拠となる契約書・領収書等の写）</td></tr><tr><td>⑤ 見積書の写しまたは建売住宅の売買契約書の写し等</td><td>⑤ 設備設置状況写真</td></tr><tr><td>⑥ 承諾書</td><td></td></tr></table>	交付申請	実績報告	① 補助金等交付申請書	① 実績報告書	② 事業計画書・収支予算書	② 収支決算書	③ 設置箇所図（立面図、導入予定場所の現況写真など）	③ 設置した設備の概要	④ 設備の概要がわかるもの（カタログの写しなど）	④ 設備工事費の証拠書類（設備設置の証拠となる契約書・領収書等の写）	⑤ 見積書の写しまたは建売住宅の売買契約書の写し等	⑤ 設備設置状況写真	⑥ 承諾書		
	交付申請	実績報告														
① 補助金等交付申請書	① 実績報告書															
② 事業計画書・収支予算書	② 収支決算書															
③ 設置箇所図（立面図、導入予定場所の現況写真など）	③ 設置した設備の概要															
④ 設備の概要がわかるもの（カタログの写しなど）	④ 設備工事費の証拠書類（設備設置の証拠となる契約書・領収書等の写）															
⑤ 見積書の写しまたは建売住宅の売買契約書の写し等	⑤ 設備設置状況写真															
⑥ 承諾書																
※設備を販売する事業所が申請の手続きを代行いただいても結構です。																
補助金の支払い	実績報告書の書類審査により補助金額を確定し、指定口座に支払います。															

補助金交付の流れ



申請書等の提出・問合せ先

糸魚川市 市民部環境生活課 環境係
 TEL 025-552-1511（代表）
 FAX 025-552-1066
 E-mail kankyo@city.itoigawa.lg.jp